

西内委員長 ただいまから、議会運営委員会を開く。
 本日は、一問一答の発言順序等について御協議願うため、お集まりいただいた。
 それでは、お手元の協議事項の順に進めてまいりたいので、御協力願う。

1. 質疑並びに一般質問（一問一答）について

(1) 各会派の発言者数及び発言時間

西内委員長 初めに、各会派の発言者数及び発言時間についてである。
 1 ページの資料 1 に記載のとおり、自由民主党が 7 人で 310 分、日本共産党が 2 人で 100 分、県民の会が 2 人で 70 分、一燈立志の会が 2 人で 70 分、公明党が 1 人で 50 分との届出があったので、御了承願う。

(了 承)

(2) 質問者の発言順序等

西内委員長 次に、質問者の発言順序等についてである。
 発言順序については、2 ページの資料 2、日程案を御覧願う。
 申合せでは、原則として会派の所属議員数の多い順とし、一巡後は、一会派に片寄らないようにするとのことであるので、
 3 月 7 日木曜日の午前中は、自由民主党、日本共産党
 午後は、県民の会、一燈立志の会、公明党、自由民主党、
 日本共産党
 3 月 8 日金曜日の午前中は、県民の会、一燈立志の会、自由民主党
 午後は、自由民主党、自由民主党、自由民主党、自由民主党
 の順序にしてはと思うが、いかがか。

(異議なし)

西内委員長 それでは、さよう決する。
 審議時間については、3 月 7 日は 5 時間 25 分、8 日は 4 時間 35 分、また休憩は議長
 の判断で適当な時期に取ることで、御異議ないか。

(異議なし)

西内委員長 それでは、さよう決する。

(3) 発言時間等

西内委員長 次に、発言時間等についてである。
 各議員の持ち時間の範囲内で答弁も含めて終わるように、また発言者は議長の許可を得た後、発言するというので、御協力願う。

2. 議会デジタル化検討小委員会の調査検討状況の報告等について

西内委員長 次に、議会デジタル化検討小委員会の調査検討状況の報告等についてである。
 小委員会の委員長である土居委員から、小委員会での調査検討状況の報告並びに
 会議規則等の改正、「情報通信技術を活用した高知県議会の活動の推進に関する条例」
 の制定及びオンライン委員会運営要領の制定について提案をしたい旨の申し出
 があるので、これを受けることとする。

土居委員

土居委員、お願いします。

それでは、小委員会でのこれまでの議論を報告し御協議いただきたいので、説明をさせていただきます。

本年、4月1日に改正地方自治法が施行されることにより、法律に規定される議会に係る手続のデジタル化、オンライン化が可能となる。しかしながら、議会の手続には、条例や規則において文書を前提として定められているものも多数ある。オンライン化に向けては、こうした規定を改正していく必要がある。こうしたことから、小委員会では全国議長の標準会議規則などの改正の議論も踏まえ、会議規則及び委員会条例の一部改正案、そして会議関連以外の条例に規定されている事項にデジタル化を進めるための新たな条例案を取りまとめた。先ほども申し上げたが、改正地方自治法の施行が4月1日となっているので、これらの項目について御協議いただき、今定例会での議案としての提出も含めて御決定いただくようお願いする。

1つ目の項目として、会議規則及び委員会条例の一部改正である。資料4ページを御覧願う。なお、この資料は全国議長の標準会議規則や、標準委員会条例の改正内容に対する本県の会議規則や委員会条例の改正案への反映状況全体が記載されたものである。このため、小委員会の所管以外の改正項目も含まれており、そこは後ほど事務局が説明するとのことであるので、私のほうからは小委員会での協議事項のみ説明をさせていただきます。

まず、1番の会議規則の改正のうち、(1)手続のオンライン化への規定追加である。中点に記載のとおり、本県議会でもデジタル化の推進を図ることとしており、また法的にできる状態にしておけば、運用方法が固まったものから順次オンライン化を可能とすることができる。また、全国的にも多くの議会が改正する方向であるとのことから、全国議長の標準会議規則に倣い、角囲みの中に記載の内容とする改正を行うべきと決した。次の(2)であるが、全国議長の標準会議規則には、一般質問のオンライン質問を取り入れる場合の規定が追加された。これについては、大型モニターや放送設備といったハード整備や、一般質問と質疑を併せて行っている現在の方式の見直しといったルールづくりに時間を要することを考え、今回は見送りとしている。

次に、資料5ページ、2番の委員会条例の改正についても(1)に記載のとおり、会議規則と同じく、運用方法が固まったものから順次オンライン化を可能とすることができる状態としておくため、全国議長の標準委員会条例に合わせて角囲みの中の記載内容による改正をすべきと決した。

2つ目の項目として、「情報通信技術を活用した高知県議会の活動の推進に関する条例」通称議会デジタル手続条例の制定である。資料14ページを御覧願う。

議会における手続のうち、議事等に係る手続のオンライン化に向けては、会議規則と委員会条例の一部改正で対応することとするが、議事等に係る手続以外の手続についてもオンライン化を進める必要があるため、こうした手続については新たな条例を制定し、対応していくこととしたものである。議事等に係る手続以外の手続、具体的には2番の対象条例に記載のとおり、「政務活動費に関する条例」と「資産の公開に関する条例」、「個人情報の保護に関する条例」の3つに規定されているそれぞれの手続について、オンラインでできるようにしようとするものである。なお、角囲みの中に、オンライン化が可能となる手続の例を記載している。これらの条例を個別に改正するという手法もあるが、全国議長の主たる議論や、執行部側も既に一括した条例を制定することにより、手続のオンライン化を図っていることか

ら、議会としても同様に一括した条例の制定による対応としている。

以上が手続のオンライン化を推進するための規則や条例の改正、新設である。今定例会への議案としての提出も含めて御決定いただくようお願いする。なお、今回の改正で直ちに手続がオンライン化で行われるものではなく、手続の具体的なやり方については議長が定めるとしており、別途規程を策定しなければならない。このため、そのやり方などを定めた規程を引き続き小委員会で議論していく必要があると考えている。

最後に、3つ目の項目として、オンライン委員会の運営要領についてである。オンライン委員会の実施に向け、12月定例会で委員会条例の改正を行ったところであるが、実際にオンライン委員会開催に当たっては、その運用ルールを定める必要がある。このため、その運用に関して必要な事項の協議を行い、運営要領案として決定したものである。資料は19ページを御覧願う。具体的には、12月定例会において改正された委員会条例の内容を反映し、第2条でオンライン出席を認める事由、第3条でその手続、第4条でオンライン出席委員の責務、第7条で表決方法などについて規定をするものである。この運営要領についても、今後オンライン委員会を開催していくために早期に決定いただく必要があるので、議運で御了承いただいた後、議長において正式決定を行っていただきたいと考えている。

以上、会議規則及び委員会条例の一部改正、議会デジタル手続条例の制定、オンライン委員会運営要領についての3つの項目について、御協議いただくようお願いする。

西内委員長

ありがとうございました。

続いて、会議規則等の改正について事務局から追加説明を願う。

杉本議事課長
補佐

事務局から、会議規則等の改正について追加説明をさせていただきます。

今回の全国議長の標準会議規則及び標準委員会条例の改正では、ただいま土居委員から御説明いただいたデジタル化に関する事項以外も改正がされている。

小委員会では、デジタル化に関する改正部分のみ御議論いただき、その結果は土居委員から御説明いただいたとおりだが、それ以外の部分についても、全国議長会に合わせて改正したいと考えているので、先ほどのデジタル化に関する改正部分とあわせて御協議をお願いする。なお、今回御協議、御決定いただきたい改正案は、資料6ページからの会議規則改正案及び資料11ページからの委員会条例改正案、いずれも左側の新となっているものである。

それでは、初めに会議規則の改正である。資料6ページからの新旧対照表を御覧願う。まず、改正案のうち第31条第4項、第104条の2、第127条及び第128条の追加については、会議規則で規定されている手続等を紙文書だけでなく電子でもできる規定を整備するよう小委員会で御決定いただいたものである。

なお、この整備に伴い、これまでの第127条が第129条へと改められることとなる。次に、デジタル化とは直接関係しない改正である。まず、第9条において、会議を開く時刻の変更の柔軟化を図るものである。右側、既存の第9条では、議決又は議長が議会で宣告することによりできると規定している。これを、今回、改正案の議長が議会で宣告することにより変更できると改めるとともに、災害の発生が予測されるようなときなどは、議長が議員に通知することにより、会議を開く時刻を変更できるようにするものである。このことにより、緊急時などにおいて、本会議の開会時刻を繰り上げることができるなど、より柔軟に対応ができるようになるも

のと考える。

次に、第 106 条において、議員などが病気などのため、つえなどを議場に持ち込もうとする際の手続である。右側、既存の第 106 条では、議員や説明員など、議場に入る者の議場への携帯品の持込みについて「帽子や傘、つえの類いを着用、携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときはこの限りでない」と規定しており、けがでつえを必要とする場合も、その持込みは議長の許可があることとなっている。今回、改正案のように、持込み不可といった原則はそのまま、病気やその他を理由とする場合は、出席しようとする議員の意思をより尊重するよう、議長への届出により認めることとするものである。また、あわせて、条文中にある、外套、襟巻という現代になじまない用語をコート、マフラーと現代に合わせた用語へと整理するものである。

なお、傍聴人に対する持込み制限などを規定している傍聴規則においても外套、襟巻という文言が出てくるため、会議規則において、この用語の整理をお認めいただいた場合は、傍聴規則についても改正したいと考えているので、今後の議運で改めて御協議をお願いする。

以上が会議規則の改正である。

続いて、委員会条例の改正である。資料は 11 ページからとなっている。まず改正案のうち、第 22 条第 2 項及び第 27 条第 3 項を追加、第 26 条の条文中を一部改正することにより、条例中に規定されている手続等が紙文書だけでなく、電子でもできる規定を整備するよう小委員会で御決定いただいたものである。

次に、デジタル化とは直接関係しない改正であるが、委員会への公開原則の導入として、第 16 条の右側、既存の委員会傍聴においては、委員長の許可を得た者が傍聴することができることとされており、委員長の許可制となっていたものを、改正案のように本会議と同様に公開を原則として、申込みにより傍聴を認めることとするものである。なお、これまでの第 16 条第 2 項にある傍聴人が騒いだときなどに発する退場命令や第 17 条にある秘密会の規定については、改正案において条文の入替えなど整理を行うが、規定されている内容については、従前の内容から変更ない。

説明については以上である。

西内委員長

それでは、先ほどの御提案について、順次協議してまいりたいと思う。
まず、4 ページの資料 3、会議規則等の改正について御協議願う。
この件について、何か質問、御意見はないか。

(なし)

西内委員長

それでは、この件については、資料 3 の案のとおり高知県議会会議規則及び高知県議会委員会条例を改正することで、御異議ないか。

(異議なし)

西内委員長

それでは、さよう決する。
次に、14 ページの資料 4、「情報通信技術を活用した高知県議会の活動の推進に関する条例」の制定について御協議願う。
この件について、何か質問、御意見はないか。

(な し)

西内委員長

それでは、この件については、資料4の案のとおり「情報通信技術を活用した高知県議会の活動の推進に関する条例」を制定することで、御異議ないか。

(異議なし)

西内委員長

それでは、さよう決する。
なお、ただいま御決定いただいた条例の制定及び改正並びに会議規則の改正の議案については、正副委員長で案を作成して今後の議運にお示しした上で、議運の委員の連名で閉会日の本会議に提出することといたしたいが、これに御異議ないか。

(異議なし)

西内委員長

それでは、さよう決する。
次に、19ページの資料5、オンライン委員会運営要領の制定について御協議願う。
この件について、何か質問、御意見はないか。

(な し)

西内委員長

それでは、この件については、資料5の案によりオンライン委員会運営要領を制定することで、御異議ないか。

(異議なし)

西内委員長

それでは、さよう決する。
なお、この要領については 議長において定めることとし、細部の文言調整が必要な場合は議長に一任するというところで、いかがか。

(異議なし)

西内委員長

それでは、さよう決する。

3. 常任委員会所管事項について

西内委員長

次に、22ページの資料6、常任委員会所管事項についてである。
前回の議運で申し上げたとおり、今定例会に提出されている「高知県部設置条例の一部を改正する条例議案」が可決された場合には、常任委員会所管事項を改正する必要がある。
来年度の常任委員会の会派構成を協議するに当たってもこの所管事項の改正内容を踏まえる必要があるので、本日御協議いただくということで、御了承願う。

(了 承)

西内委員長

それでは、常任委員会所管事項について、たたき台としての案を事務局に説明させる。

飯田政策調査
課長

資料6、常任委員会の所管事項の見直しについては、所管事項の改正案である。この資料の次にある執行部の令和6年度知事部局組織機構一覧を御覧願う。今定例会で御審議いただくこととなっている改正条例を反映した機構一覧となっている。新たに設置される総合企画部は、総務部の政策企画課、秘書課をはじめとする4課を移管し、中山間振興・交通部の4課を統合した中山間地域対策課をはじめとする3課を合わせた7課体制となっている。また、部局の建制順では総務部の上位に位置づけられている。

次に、資料6の改正案のほうを御覧願う。開会日の知事の提案説明での、県政の司令塔として新たに総合企画部を設置し、政策機能と総合調整機能をさらに強化するといった部の設置の趣旨から、総合企画部を総務委員会の所管とすることとしている。また、スポーツ行政を観光振興部に移管することに伴い、危機管理文化厚生委員会所管の文化生活スポーツ部を文化生活部に、産業振興土木委員会所管の観光振興部を観光振興スポーツ部と名称の変更をすることとしている。それぞれの部の右側のラインでは、部に属する課の数を記載しているが、4つの常任委員会において大きな偏りはない。参考に、令和5年の4つの定例会における委員会の総審査時間数だが、一番多いのが商工農林水産委員会で2,000分、次に産業振興土木委員会が1,800分、次に総務委員会と危機管理文化厚生委員会が1,700分程度となっている。今定例会で部設置条例の改正議案を御審議いただくこととなっているが、令和6年度の常任委員会の人選も控えているので、本日の議会運営委員会で、あくまでも議案が可決された場合を想定した案として御決定いただければと考えている。

説明は以上である。

西内委員長

それでは、事務局から説明のあった案について御協議いただきたいと思う。御意見があれば、どうぞ。

(なし)

西内委員長

それでは、「高知県部設置条例の一部を改正する条例議案」が可決された場合には、案のとおり高知県議会常任委員会所管事項を改正するという事で御異議ないか。

(異議なし)

西内委員長

それでは、さよう決する。
なお、改正の告示等の手続については、議長に一任することで御了承願う。

(了承)

西内委員長

また、ただいま御決定いただいた改正内容を踏まえ、次回の議運で令和6年度の常任委員会の会派構成を協議、決定したいと思うので、御了承願う。

(了承)

4. その他

(1) 意見書・決議案の提出期限

西内委員長 次に、その他の件についてである。会派提出の意見書・決議案がある場合は、一括質問最終日3月6日水曜日の本会議終了後1時間以内に事務局に提出されるよう、御協力願う。

(2) 一問一答質問席のマイクの設置場所

西内委員長 次に、一問一答質問席のマイクの設置場所について、事務局から報告がある。

杉本議事課長 一問一答の質問時に使用する質問席のマイクの設置場所の変更について御報告さ
補佐 せていただく。

本会議場における音響改善の一環として、演壇及び一問一答の際に使用する質問席に設置するマイクを更新し、9月定例会から使用させていただいている。この新しいマイクについては、従前より机に設置されている接続部分に直接取り付けることができないため、新たにスタンドを設置してマイクを取り付けている。

このため、演壇においては支障ないが、一問一答の際の質問席においては、机の上に水差しと質問時間の確認のための残時間表示器、これに加えてマイクスタンドを置くため、机の上が非常に狭くなり、質問原稿などを置くのに御不便をおかけしていた。これを改善するため、今定例会から一問一答での質問席の前に小さな机を準備し、その上にマイクスタンド及び残時間表示器を設置するよう変更させていただくので御了承願う。

なお、この机は一問一答の際にだけ設置させていただき、通常時にはない。報告については以上である。

西内委員長 何か質問はないか。

(なし)

西内委員長 それでは、報告のとおりで御了承願う。

(3) その他

西内委員長 ほかに、その他で何かないか。

(なし)

西内委員長 それでは、協議事項は以上である。

今回の議運は、特別の事情がなければ、3月8日金曜日午前9時から開催することとする。

協議事項は、議案の付託及び意見書・決議案の送付先等についてである。

本日の本会議の開会時刻は、午前10時でよろしいか。

(異議なし)

西内委員長 それでは、本会議の開会時刻は、午前10時をめぐとする。

以上で、本日の議会運営委員会を終わる。